

荅北町事業共催及び後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は町が、町以外の団体等の行う事業を共催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催事業の実施に当たり、企画又は運営に携わり、主体的に事業を行うことをいう。
- (2) 後援 町が事業の趣旨に賛同し、申請団体の「支援者」として名義のみ貸す場合をいう。事故等の責任は負わない。

(対象事業)

第3条 共催又は後援（以下「共催等」という。）の対象となる事業は、事業の目的及び内容が、町民の福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政の政治的又は宗教的中立性を侵す恐れのないもの
- (2) 営利事業又は営利的意図がないと認められるもの
- (3) 事業等の開催又は開催の場所が公衆衛生及び災害防止について、十分な対策が講じられているもの
- (4) 暴力団と関係のないもの又はその恐れがないもの
- (5) 町の方針及び施策に反しないもの
- (6) その他共催等を行うことが適当と認められるもの

(対象者)

第4条 共催等を受けることができる団体又は個人は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる公共的団体
- (2) 福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等を主として行う団体又は個人
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める団体又は個人

(共催等の申請)

第5条 共催等を受けようとする団体の代表者又は個人（以下「申請者」という。）は、苓北町事業共催・後援申請書（様式第1号）並びに暴力団排除に関する誓約書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次に掲げる書類等の内、事業の調査に必要なものを申請書に添付させることができる。

- (1) 事業計画書又は開催要領
- (2) 収支予算書（参加料、入場料等を徴収する場合のみ）
- (3) 団体の規約及び役員名簿（申請団体が任意団体で、初めて申請をする場合）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業に関する資料で町長が必要と認めるもの

(共催等の承認)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、苓北町事業共催・後援承認（様式第2号）・不承認通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による共催等の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(変更の届出)

第7条 前条の規定により共催等の承認を得た団体又は個人（以下「事業者」という。）は、当該承認を得た事業（以下「承認事業」という。）の内容等を変更しようとするとき又は承認事業を中止するときは、速やかに苓北町事業共催・後援変更・中止届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(承認事業の報告)

第8条 事業者は、承認事業が終了したときは、速やかに苓北町事業共催・後援実績報告書（様式第5号）を、町長に提出しなければならない。

(共催等の承認の取消し)

第9条 町長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、第6条第1項の承認を取り消すものとする。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を具備しなくなったとき。

(2) 不適当な行為があると認めるとき。

- 2 前項の取消しは、苓北町事業共催・後援取消通知書（様式第6号）を事業者に交付して行うものとする。

(庶務)

第10条 共催等に関する庶務は、当該事業を所管する課又は当該事業に関連のある課において処理し、所管する課及び関連する課がない場合は、総務課において処理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

□共催
苓北町事業 申請書
□後援

平成 年 月 日

苓北町長 様

住所
申請者 団体名
代表者氏名 印

□共催
下記の事業を実施するに当たり、 の承認を申請します。
□後援

記

事業名	
開催日時	
開催場所	
参加対象者 (人数)	
開催目的 (趣旨・内容)	
入場料の有・無	有(金額 円)・無
他の共催者氏名	
他の後援者氏名	
責任者連絡先	住所 氏名 TEL
備考	

様式第2号（第6条関係）

平成 第 年 月 日

様

天草郡苓北町

苓北町長 印

共催（後援）承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった事業の共催（承認）については、苓北町の共催および後援に関する事務取扱要綱第6条の規定により、承認と決定しましたので通知します

記

事業名	
開催日時	
開催場所	
参加対象者 （人数）	
承認の条件等	1. 事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに共催（後援）変更申請書（様式第4号）を提出すること。 2. 事業終了後、2週間以内に共催（後援）実績報告書（様式第6号）を提出すること。
備考	

様式第3号（第6条関係）

平成 年 月 日
第 号

様

天草郡苓北町

苓北町長 印

共催（後援）不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった事業の共催（承認）については、
苓北町の共催および後援に関する事務取扱要綱第6条の規定により、不承認と
決定しましたので通知します

記

事業名	
不承認理由	苓北町共催および後援に関する事務取扱要綱第3条第1項 第 号の規定により不承認とします。 「 」
備考	

様式第4号（第7条関係）

共 催
茶 北 町 事 業 変 更（ 中 止 ） 申 請 書
後 援

平成 年 月 日

茶 北 町 長 様

住 所
申 請 者 団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成 年 月 日付、第 号で共催（後援）承認がありました事業について変更（中止）しなければならない事由が生じたので、茶北町の共催及び後援に関する事務取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事 業 名	
変 更 ・（ 中 止 ） の 事 項 及 び 理 由	
変 更 ・（ 中 止 ） 事 項 の 周 知 方 法	

様式第5号（第8条関係）

□共催
苓北町事業 実績報告書
□後援

平成 年 月 日

苓北町長 様

住 所
申請者 団体名
代表者氏名 印

□共催
平成 年 月 日付けにより、 の承認を受けた事業につ
□後援
いて、下記のとおり実施したので報告します。

記

事業名	
開催日時	
開催場所	
参加人数	
実施内容	
添付書類	収支決算書（参加料・入場料等を徴収する場合）その他関係書類

様式第6号（第9条関係）

平成 第 年 月 日

様

天草郡苓北町

苓北町長 印

共催（後援）承認取消通知書

平成 年 月 日付け、第 号で承認した事業の共催（後援）については、苓北町の共催および後援に関する事務取扱要綱第9条の規定により、承認を取り消すことと決定しましたので通知します

記

事業名	
不承認理由	苓北町共催および後援に関する事務取扱要綱第9条第1項第 号の規定により不承認とします。 「 」
備考	

平成 年 月 日

苓北町長 田 嶋 章 二 様

申請団体名

代表者氏名

印

苓北町の共催及び後援に係る暴力団排除に関する誓約書

私は、苓北町暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、別添「共催・後援申請書」に係る行事が暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違する事実が判明した場合に、共催及び後援が取り消されたとしても異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認のために、苓北町が熊本県警察等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 1 次の者が、条例第2条に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等を新たに選任しないこと。
 - (1) 団体である場合 代表者及び役員
 - (2) 個人事業主である場合 代表者
 - (3) 個人である場合 個人本人
- 2 1の各号に該当する者が、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。 *個人での申請の場合は除く。
- 4 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営又は運営に参加していないこと。また、新たに雇用しないこと。 *個人での申請の場合は除く。
- 5 条例第5条に基づき、必要書類の提出を求められたときは速やかに提出すること。